

霞翠地区 まちづくり計画書

よっち、たかっち、きもいっち！

～輝き、住みよい、活き活き カスイ～



令和 2 年 4 月
霞翠地区まちづくり協議会



1. 計画の目的

霞翠地区には、現在836世帯 1,903人の方が住んでいます。(令和2年1月1日住民基本台帳に基づく人口)高齢化率(65歳以上)は40%を超え、今後も上昇するものと予測されています。

また、生活スタイルや価値観の多様化など、社会状況は大きく変化しており、地域で抱える課題も以前に比べて複雑・多様化しています。

「私たちの暮らしている地域をより安全で住みよい、魅力あふれる地域にしたい。」これは私たちみんなの願いと共通の課題であり、自治公民館をはじめ老人会・青年会・婦人会・消防団・学校・PTAなど、さまざまな団体が自分たちの地域をよくするために活動しています。

今後もさらに少子高齢化が進むと予測される中で、霞翠地区の活動の充実を図るために、地域住民が自ら考え、自ら行動し、将来に渡って自分たちの地域は自分たちで守りつくることが重要であるとの考えを基に、霞翠地区まちづくり計画書を策定します。

本計画は、今後、霞翠地区がどのような地域づくりを進めていくかについて、住民の意見を反映しながらさまざまな観点で見つめ直し、具体的な地域づくりについて事業計画に盛り込み、霞翠地区の更なる発展と霞翠地区住民一人ひとりが誇りを持って、安心して幸せに暮らすことができる市民主体のまちづくりの実現をめざし策定するものです。

2. 計画の期間

まちづくり計画の期間は5年としますが、まちづくり計画書における事業内容については、順次見直し改定を行うことで持続可能なまちづくりを推進していくこととします。

3. 霞翠地区の状況

① 地域の概要

霞翠地区は吉野市北部に位置し、自然に囲まれた田園地帯です。史跡も数多く残っており、伝統文化も様々に継承されています。農業が中心で、米・アスパラガス等の農産物や畜産が主流で、品質でも高い評価を受けているところです。温和な土地柄で子ども達も素直で明るく成長しています。

しかしながら少子高齢化が加速的に進んでおり、高齢による離農や環境保全の担い手不足のため、耕作放棄地や空き家の増加が深刻になっています。

このような状況の中、地域課題解決へ向けて地域が協力し合い、住民が主体となった取り組みを進めていく必要があります。

② 霞翠地区の人口・世帯数の推移

	平成 22 年	平成 25 年	平成 28 年	平成 31 年
世帯数	811	824	835	833
男	1,049	1,027	981	946
女	1,152	1,080	1,043	977
人口計	2,201	2,107	2,024	1,923

資料；住民基本台帳（各年 3 月末）

③ 霞翠地区の行事・活動

- ・ 地域による合同運動会・スポーツ大会
- ・ 老人会による各種スポーツ大会
- ・ 道路除草作業・高枝伐採
- ・ 翠の会によるボランティア行事
- ・ 神社で行われる奉納相撲や伝統行事
- ・ 自衛消防団による防災活動
- ・ 婦人会による美化活動



④ 霞翠地区の資源（文化・歴史・食べ物等）

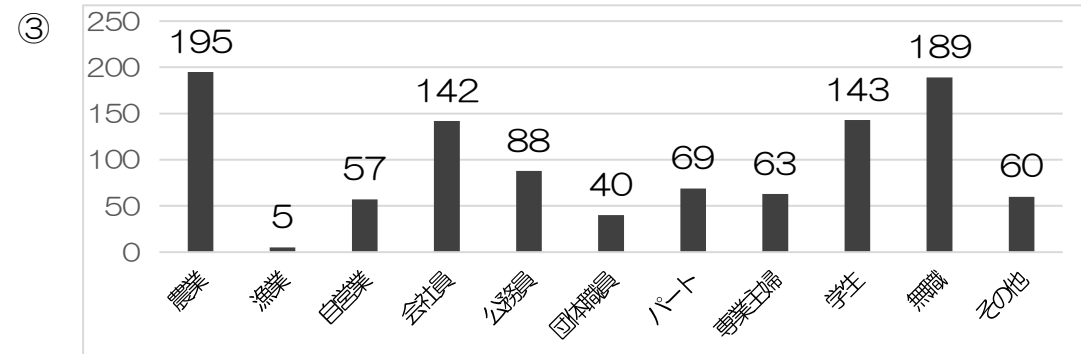
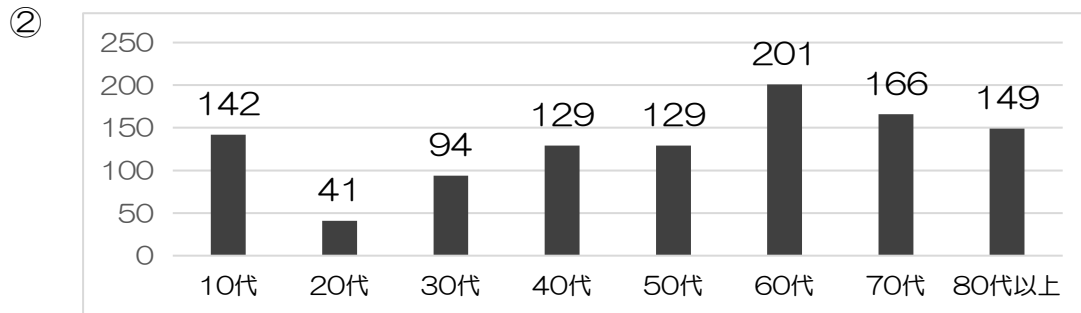
- ・ 海、夕日、夜空の星、ホタルなどの豊かな自然
- ・ 仲良く助け合っていく住民の皆さん
- ・ 歴史ある神社が多い
- ・ 素直で明るい子ども達
- ・ 新鮮な農産物
- ・ 自衛消防団

※住民アンケートの回答より抜粋

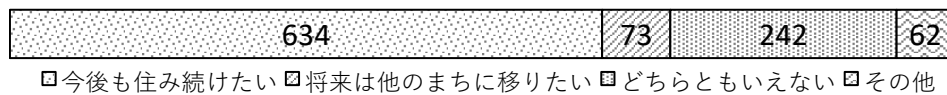


⑤ 住民アンケートの結果

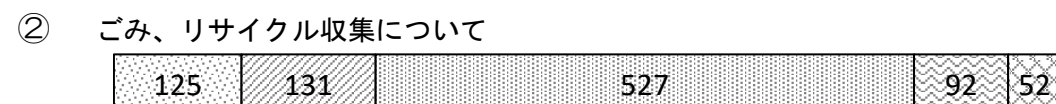
問1. あなたのことを教えてください。



問2. あなたは、これからも霞翠地区に住み続けたいと思いますか。



問3. あなたが感じている霞翠地区の現状について教えてください。



④ 食料や生活品の確保、買い物等の利便性について

43	52	389	257	196
----	----	-----	-----	-----

⑤ 高齢者等への福祉環境について

42	97	570	133	53
----	----	-----	-----	----

⑥ 子育て支援環境について

42	84	564	87	42
----	----	-----	----	----

⑦ 防犯、安全対策について

33	73	597	145	46
----	----	-----	-----	----

⑧ 災害時など緊急時の安全対策について

38	66	563	156	67
----	----	-----	-----	----

⑨ 地域の行事について

54	78	634	96	35
----	----	-----	----	----

⑩ 住民同士のふれあい、近隣関係について

78	89	644	68	26
----	----	-----	----	----

問4. 今後どのように地域活動に関わっていきたいですか。

☐ 積極的に参加 ☐ ととき参加 ☐ 参加の機会がない ☐ 関心がない

① 自治公民館活動について

166	405	166	148
-----	-----	-----	-----

② 青少年健全育成活動について

52	184	427	176
----	-----	-----	-----

③ 環境美化活動について

99	341	288	135
----	-----	-----	-----

④ 趣味、教養、芸術、スポーツなどのグループ・団体活動について

95	269	309	196
----	-----	-----	-----

⑤ 伝統文化、芸能保存活動について



⑥ 防犯、防災、交通安全活動について



⑦ ボランティア活動について

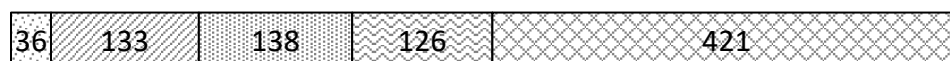


問5. 霞翠地区まちづくり協議会設立準備委員会が発足し、まちづくり計画書の策定を準備していることをご存じですか。



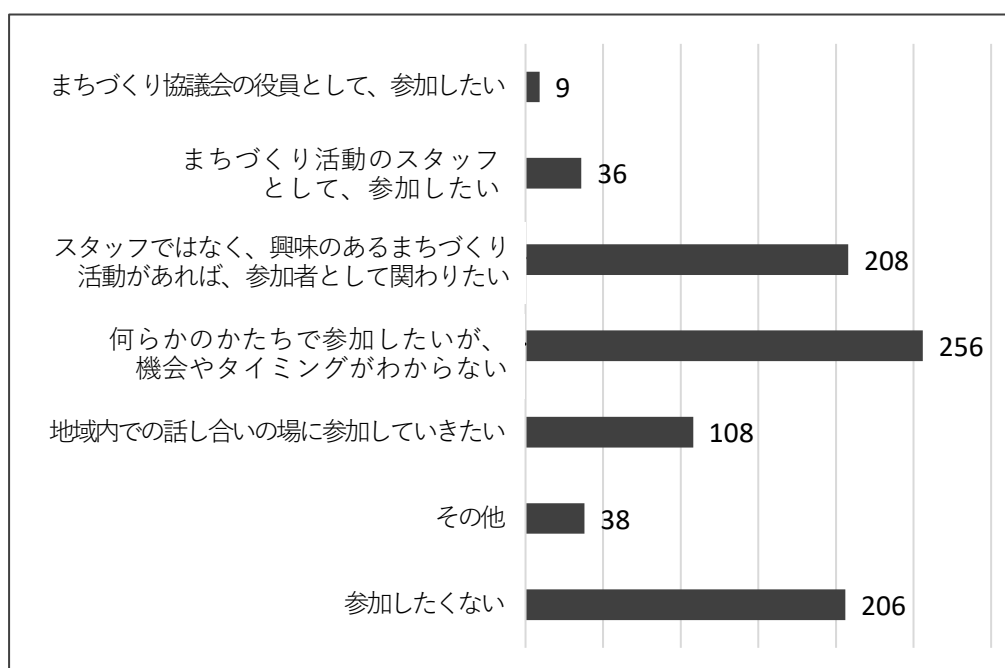
☐ 知っている ☐ 名前は聞いたことがある ☐ はじめて聞いた

問6. 霞翠地区まちづくり協議会の活動への参加について。



☐ 参加したい ☐ できれば参加したい ☐ 参加したいが機会がない
☐ 参加したくない ☐ 分からない

問7. まちづくり活動にはどのような形で参加したいですか。



問8. あなたの住んでいる地域で、自慢できるものについて教えてください。

- ◇人が優しい、助け合う、地域行事等に積極的に参加するといった地域に関すること 89件
 - ◇海や夕日などの美しい景観や蛸といった豊かな自然に関すること 80件
 - ◇子ども達や学校に関すること 46件
 - ◇神社や史跡をはじめとする歴史に関すること 21件
 - ◇米や畜産などの食・農に関すること 11件
 - ◇長く続く自衛消防団や和太鼓などの伝統に関すること 6件
 - ◇イルカパークなどのレジャー施設に関すること 5件
- 等々272件の自慢できるものをあげていただきました。

問9. あなたが日常の暮らしの中で不安に感じていること、困っていることがありましたら教えてください。どんな些細なことでも構いません。

- ◇後継者不足を含む少子高齢化に関すること 50件
 - ◇野犬に関すること 46件
 - ◇スーパー、コンビニ、コインランドリーなどの商業施設が少ない 41件
 - ◇免許返納後の移動手段を心配すること 39件
 - ◇通学路の整備や緊急車両が通れないといった道路整備に関すること 28件
 - ◇街灯設置に関すること 26件
 - ◇バスの便が悪い、コミュニティバスの要望といった公共交通に関すること 25件
 - ◇家のまわりや公民館事業等除草に関すること 22件
 - ◇ポイ捨てやステーションの利便性などゴミに関すること 18件
 - ◇水害等の災害対策に関すること 14件
- 等々415件のご意見をいただきました。

問10.霞翠地区が将来住みよい地域になるためには、何が必要だと思いますか？
また、どのような取組が必要だと考えますか。

問10には、問8および問9をうけて、それぞれに何とかしてほしいというご意見や提言を331件いただきました。

4. 霞翠地区の現状と課題

① 【少子高齢化と後継者不足】

霞翠小学校区は高齢化率が40%を超えており、市全体と比較しても高齢化が進んでいる地域であり、高齢独居や高齢夫婦のみの世帯も多い。さらに後継者不足も深刻な状況にある。

② 【移動手段の確保】

住居はほとんどが散在しており商業施設も非常に少ないため、買い物・通院等には車での移動が不可欠である。また、公共交通機関(バス)も使い勝手が悪く、高齢にともなう運転免許返納後の生活の足に不安を抱く住民も多い。

③ 【耕作放棄地と空き家対策】

豊かな自然に恵まれた田園地帯だが、高齢化にともなう農業従事者の減少で耕作放棄地の増加や、耕作地周辺の環境管理が行き届かない状況にある。また、全国的な過疎地同様に若者の流出に歯止めがきかず、空き家の増加も目に付くようになっている。

④ 【安心・安全な環境整備】

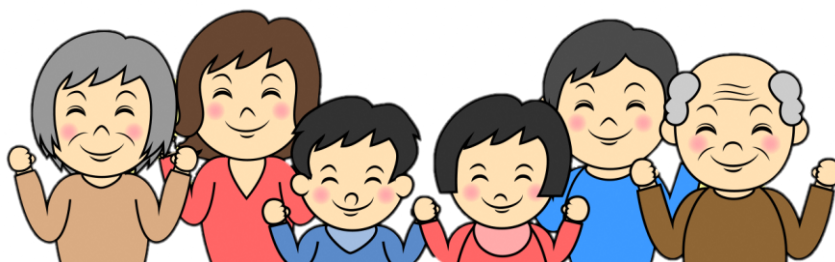
地域内の多くの場所で野犬が生息していると思われ、安心して散歩もできないといった声もよく耳にするようになった。通学路付近での目撃情報もあり、対策が急がれる。また、当地域の中学生の中には4km程の距離を通学している生徒もあり、部活後の帰宅時には暗い中を歩いている姿も見受けられる。スクールバスの通わない当地域の通学路には街灯の増設が不可欠と思われる。

5. 霞翠地区のビジョン

よっち、たかっち、きもいっち！

～輝き、住みよい、生き生き カスイ～

これからの地域づくりは「協働から総働」へ移行していく必要があると言われていきます。地域住民みんなで（よっち、たかっち）積極的に（きもいっち）、霞翠地区がより一層住みよい地域になるように盛り上げていきましょう。



6. 事業計画

総務部会【事業計画】

○事業内容

安全・安心のまちづくりのために、防災・減災対策への取り組みを行う。
防犯・交通安全対策として、街路灯の整備を行う。

○現 状

地球温暖化が原因と思われる大規模自然災害が急増している昨今、地域で協力し合いながら支援する体制が確立されていない。

また、霞翠地区においては、街路灯の整備が進んでおらず、小中高生の下校時や住民が夜間に出歩く際に、犯罪や交通事故への不安を感じている方も少なくない。

○課 題

様々な災害を想定した防災訓練を実施すると共に、霞翠地区の防災マップや避難経路の確認等を行い、防災意識の高揚を図る必要がある。

また、街路灯を適所に設置し、住民が安心して暮らせるまちづくりを図る必要がある。しかしながら維持費の問題もあり、太陽光発電利用等の検討を要する。

○事業計画

具体的な防災対策の検討・訓練について、自主防災組織（公民館）・消防署・消防団・自衛消防団と連携し、地域全体で取り組みを行い、「自助」、「共助」の精神で地域の防災力を高めるとともに、災害時に備えて、防災資機材の整備と備蓄品の管理を行う。

また、壱岐市・自治公民館と連携し、街路灯を適所に設置する。

個別事業

- ・ 防災訓練
- ・ 防災マップ作製
- ・ 防災資機材の整備と備蓄品の管理
- ・ 街路灯の設置
- ・ 独自ポイント制度の研究



地域づくり部会【事業計画】

○事業内容

地域が抱える問題を掘り起こし、暮らしやすく活気のある霞翠地区へ。

○現 状

霞翠地区では、野犬の急増による住民の不安、公民館事業である除草作業員の高齢化による人手不足、地域住民相互のコミュニケーション機会の減少、ゴミのポイ捨てなどの環境問題、耕作放棄地や空き家の急増、緊急車両が通れない、通りづらい道路があるなど、地域が抱える問題は多種多様化している。

○課 題

多種多様化する地域課題を一つ一つ取り除き、霞翠地区住民が安心して暮らせるまちづくりを行う必要がある。

○事業計画

地域づくり部会を中心に、地域が抱える課題を掘り起こし地域自らが課題解決についての協議を行い、「暮らしやすく活気のある霞翠地区」へ向け事業に取り組む。

個別事業

- ・環境美化事業（地域のゴミ対策、山の整備）
- ・環境整備事業（植栽・除草作業対策、伐採団体を組織する等）
- ・野犬対策事業
- ・地域イベント支援（地域のお祭りや伝統行事への支援）
- ・空き家活用事業
- ・耕作放棄地対策事業
- ・まちづくりサロンの開催（地域住民相互のコミュニケーション）



活き壱岐健康部会【事業計画】

○事業内容

活き壱岐とした生活・健康的な心体作りを目指す。

○現 状

霞翠地区は高齢化率が40%を超えており、市全体と比較しても高齢化が進んでいる地域であり、独居や高齢夫婦のみの世帯が多い。高齢化の原因として後継者や夫婦・子どもの人数割合が少ないといえる。

住民のほとんどが散在しており商業施設も非常に少ない。買い物・病院・コミュニティの場等に公共交通機関（バス）利用が不便で不安を抱く住民も多い。

○課 題

交通弱者に対しての支援や、高齢化・後継者不足を少しでも解消するため、独身者に対する結婚支援及び生活しやすい子育て支援が必要である。

情報交換の場ともなりうるコミュニティの場が不足している。独居や高齢夫婦になっても住みやすい地域づくりが必要である。

○事業計画

交通手段や買い物支援方法を検討し生活支援に取り組む。

さらに、サロン・サークル等により健康増進・社会教育・情報交換の為に、多くの人に参加しやすいコミュニティの場・交流事業に取り組む。

後継者不足を解消・活き壱岐とした生活が出来るよう、情報を収集すると共に相談事業を行う。

高齢者・子どもの見守りを目的とした体制を確立する。

個別事業

- ・交通手段支援事業（バス・タクシー乗合運行事業、カーシェア）
- ・買い物支援事業（高齢の方を対象に買い物支援事業、移動販売等）
- ・サロンの開催・共催事業（サロン^{注1）}の開催、参加者増となる為の支援）
- ・サークルの開催・共催事業（囲碁・将棋等趣味のサークル開催、LINE・スマホ教室等）
- ・三世代交流事業（ポッチャー交流、グランドゴルフ交流等開催）
- ・高齢者の見守り事業（独居宅定期訪問、水道検針連携、郵便配達時連携）
- ・子どもの見守り事業（登下校時ウォーキング）
- ・徘徊者対策支援事業（情報発信方法等の検討）
- ・後継者不足解消事業（結婚相談事業・後継者相談事業・子育て安心事業）

注1）地域住民が主体となって運営・参加を行い、高齢者であればだれでも参加できる地域交流の場

霞翠っ子部会【事業計画】

○事業内容

学校、家庭、地域の協働により、霞翠っ子をよりよく育てていきます。

○現 状

子どもを取り巻く環境は、時代の変化により、環境や生活の危険が多くなっているととも、高齢化に伴い地域の方も外を歩くことが少なく、子どもと触れ合うこと、見守る人も減少傾向にある。また、ゲームなどの普及により、子どものコミュニケーション力の低下も見受けらる。

○課 題

学校・家庭・地域が連携して、霞翠っ子を取り巻く社会の危険から守る必要がある。

○事業計画

子どもは、地域の宝である。少子化により子どもが少なくなり、地域で見かける機会が減ってきている。子どもの元気な声が、地域の活性化につながる。子どもたちの安全確保、声掛けはもとより、地域の大人全員で子どもを育てることで、体だけでなく心を成長させることにつながっていく。学校、家庭、地域が一体となり子育てに取り組む。

個別事業

- ・子どもたちの見守り（ステッカーを作成し、配布）
- ・安全マップの作成（史跡などの表記も含めたもの）
- ・遊泳禁止看板等の設置
- ・挨拶運動（校門、集団登校集合場所、信号付近等）
- ・交通安全（歩道がない箇所、危険道路の把握と対策）
- ・登下校の安全確保（溜池、野犬など危険についての対応）
- ・地域との交流（学校、地域、家庭の3者の協力体制構築）
- ・地域の伝統継承、学習（例：百姓源三の伝承、御柱、地区の祭など）
- ・子育て支援（放課後、休み期間などに集まれるコミュニティ施設）
- ・スポーツ教室の開催（高校生と一緒に行うことで中学生・小学生のレベルアップ及び運動が苦手な子も興味を持つ）
- ・既存地域事業の充実

霞翠地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、霞翠地区まちづくり協議会（以下「協議会」という）と称する。

所在地 壱岐市勝本町北触37番地

(目的)

第2条 協議会は、霞翠小学校区内住民の福祉の増進、連携の強化を図り、各種団体と密接な連携を図りながら地域課題の解決に努め、市と協議会との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくり計画書の策定及び事業の実施
- (2) 地域課題の把握や情報の発信
- (3) 地域課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (4) その他まちづくりに関する活動

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる団体等で構成する。

- (1) 霞翠小学校区内に居住している人
- (2) 霞翠小学校区内で働く人や学ぶ人
- (3) 霞翠小学校区内の事業者
- (4) 霞翠小学校区内のコミュニティ組織
- (5) 霞翠小学校区内の各種団体等

(守秘義務)

第5条 構成員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1 名 |
| (4) 会 計 | 1 名 |
| (5) 総務部会長 | 1 名 |
| (6) 地域づくり部会長 | 1 名 |
| (7) 生き壱岐健康部会長 | 1 名 |

- (8) 霞翠っ子部会長 1 名
- (9) 監 事 2 名

(役員の選任)

第7条 役員（部会長及び副部会長を除く）は、運営委員会において選任する。

2 部会長及び副部会長は、部会において選任する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- (4) 会計は、協議会の出納に関する業務を処理する。
- (5) 部会長は、部会の活動を総括し、事業の調整にあたる。
- (6) 監事は、協議会の出納事務を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

(役員手当)

第10条 協議会は、次のとおり役員手当を支給する。

- (1) 会 長 100,000 円／年
- (2) 副会長 50,000 円／年
- (3) 会 計 30,000 円／年
- (4) 部会長 30,000 円／年

第3章 会議

(会議)

第11条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 役員会
- (3) 部会

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 第6条に規定する役員
 - (2) 各部会に属する各種団体等の代表者
- 2 運営委員会は、毎年1回定期に開催する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。

4 会長は、必要があると認めるとき、又は第1項の構成者の半数以上の者から要求があったときは、臨時に運営委員会を開催することができる。

5 運営委員会の議長は、出席者の中から選出する。

6 運営委員会は、次の事項を議決する。

(1) 規約等の制定、改正及び廃止に関すること。

(2) 協議会役員の承認に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、協議会が第2条に規定する目的を達成するための基本事項に関すること。

7 運営委員会の協議は、合意に達するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に尊重する。

8 運営委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員会)

第13条 役員会は、第6条に規定する役員（監事を除く）をもって構成し、協議会の運営について協議する。

2 役員会は、会長が招集する。

3 役員会の議長は、会長があたる。

4 会長は、必要があると認めるときは、役員会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第14条 部会として次のものを置き、各所管に関わる事項を協議及び実践する。

(1) 総務部会

(2) 地域づくり部会

(3) 生き甕岐健康部会

(4) 霞翠っ子部会

2 部会は、各種団体等をもって構成する。

部 会	構成員（団体等）
総務部会	自治公民館、地区公民館、消防団、自主防災組織
地域づくり部会	体育部、青年会、婦人会、勝本町婦人会、事業者、体育協会 文化協会、農協青年部・女性部、商工会青年部・女性部、 交通安全協会
生き甕岐健康部会	社協、老人クラブ、民生児童委員、 福祉保健部、医療機関・介護事業者
霞翠っ子部会	霞翠っ子育成協議会、学校・PTA、 青少年健全育成協議会

- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する部会構成員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 5 部会長は、部会の検討経過及び結果について、役員会に報告するものとする。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議の運営)

第15条 運営委員会及び役員会は、各会議の構成員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、部会は、部会の判断に委ねる。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第4章 会計

(経費)

第16条 協議会の経費は、市からの交付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

第5章 雑則

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、運営委員会に諮って、会長が定める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

霞翠地区まちづくり協議会

運 営 委 員 会

役 員 会

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
会計	1名
部会長	4名

事 務 局

事務局長（集落支援員）

監 事 2名

総務部会

地域住民
自治公民館
地区公民館
消防団
自主防災組織

地域づくり部会

地域住民
体育部・青年会・婦人会
交通安全協会
勝本町婦人会
農協青年部・女性部
商工会青年部・女性部
体育協会
文化協会
事業者

生き耆岐健康部会

地域住民
社会福祉協議会
老人クラブ
民生児童委員
医療関係
介護事業者

霞翠っ子部会

地域住民
霞翠っ子育成協議会
学校・PTA
青少年健全育成協議会

設立までの経緯

令和元年

月	日	会 議 名	内 容
5	20	第 1 回幹事会	経緯、役割、準備委員会委員の選出
6	10	第 2 回幹事会	準備委員会委員の選任、拠点施設
7	2	第 3 回幹事会	準備委員会、拠点施設、集落支援員
8	5	第 1 回設立準備委員会	経緯、まちづくり協議会について
	5	第 4 回幹事会	拠点施設について
9	6	～各公民館説明会	
10	1	集落支援員就任	
10	9	第 5 回幹事会	拠点施設、住民アンケートについて
	28	第 2 回設立準備委員会	公民館説明会、アンケートについて
	28	第 6 回幹事会	住民アンケートについて
11	14	アンケート配布	小学生以上の地域住民へ
	15	全体説明会（かざはや）	

令和2年

1	16	第 7 回幹事会	アンケート結果、計画書案について
	27	第 8 回幹事会	規約案・計画書案・部会案について
	30	アンケート結果を広報	かすいまち協通信を各戸配布
2	3	第 3 回設立準備委員会	アンケート結果、計画書・規約について
	19	みんなでかたろう会（かざはや）	
	20	第9回幹事会	かたろう会での意見集約
	28	第4回設立準備委員会	部会事業計画・正副部会長選考等
3	6	第 10 回幹事会	最終案検討
	12	第 11 回幹事会	役員選考
	18	設立準備委員会書面決議	役員・規約・計画書案の承認
	23	第 12 回幹事会	承認確認、設立・開所式打ち合わせ
	25	まちづくり協議会認定申請書提出	
4	1	霞翠地区まちづくり協議会設立	

霞翠地区まちづくり協議会

〒811-5513 長崎県壱岐市勝本町北触37番地

TEL 090-6770-1334 FAX 0920-40-0199

MAIL kasui011001@gmail.com